

様式 2

第 493 回建築審査会会議録（要旨）

日 時	令和 6 年 9 月 3 日（火）午後 2 時～ 3 時
場 所	静岡県庁別館 2 階第一会議室 A 及びオンライン形式
出席者	委 員 飯尾清三、亀井暁子、野末寿一、黄愛珍、金丸智昭、鈴鹿和子、鈴木成幸 処分庁 鈴木貴博（くらし・環境部建築住宅局建築安全推進課長） 事務局 鈴木義彦（くらし・環境部建築住宅局長） くらし・環境部建築住宅局建築安全推進課 水野雄史（静岡県島田土木事務所建築住宅課長） 鈴木敦士（静岡県袋井土木事務所建築住宅課長）
議 題	建築基準法に基づく建築許可等について（審議 2 件、報告 3 件）

1 審議事項

第 1 号議案 建築基準法第 48 条第 6 項に係る建築許可

第 2 号議案 建築基準法第 48 条第 9 項に係る建築許可

2 議事内容

第 1 号議案

○事務局

1 申請条項

建築基準法第 48 条第 6 項

2 申請場所

静岡県袋井市川井字杉ノ木 987- 1、987- 4、987- 5、988- 1、989- 1、
986- 1、986- 2、986- 9、987- 6

3 申請者住所氏名

静岡県袋井市川井 986- 2

ニシオ自販株式会社 代表取締役 西尾圭次

4 建築物の用途

自動車販売店舗兼自動車修理工場

○処分庁

本申請は、平成 5 年、平成 26 年に許可を受けて営業している自動車販売店舗兼自動車修理工場を増築しようとするものである。

計画地は、第二種住居地域の用途規制が適用される県道掛川袋井線沿いに位置している。周辺は、自動車関連施設や店舗としての土地利用が進んでいる地域である。

計画にあたっては、騒音や振動に対する対策を図っており、周辺環境に配慮した計画である。

以上のことから、建築基準法第 48 条第 6 項ただし書きの規定に基づき、第二種住居地域における住居の環境を害するおそれがないと認め、許可したい。

○意見等

出席委員全員許可に同意

第2号議案

○事務局

- 1 申請条項
建築基準法第48条第9項
- 2 申請場所
静岡県藤枝市田沼1丁目15-19、15-20、15-21、15-22
- 3 申請者住所氏名
静岡県藤枝市田沼1丁目15-13
大石弘志
- 4 建築物の用途
店舗併用住宅（クリーニング取次店及びドライクリーニング工場）

○処分庁

本申請は、近隣商業地域において、既存の引火性溶剤を用いるドライクリーニング工場を国の技術的助言に適合させた許可申請である。

申請においては、基準に沿った安全対策を実施し、安全管理を徹底する計画とされている。

以上のことから、建築基準法第48条第9項ただし書きの規定に基づき、近隣商業地域における近隣の住宅地の住民に対する日用品の供給を行うことを主たる内容とする商業その他の業務の利便及び当該住宅地の環境を害するおそれがないと認め、許可したい。

○意見等

出席委員全員許可に同意

第1号報告

○事務局 建築基準法第43条第2項第二号に係る包括許可の報告 23件

第2号報告

○事務局 建築基準法第44条第1項第二号に係る包括許可の報告 2件

第3号報告

○事務局 建築基準法第48条第5項及び第9項に係る包括許可の報告 2件